

6. 協議事項

(2) こども誰でも通園制度の量の見込みと確保方法について

(19) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

保護者の就労有無や理由を問わず、0歳から2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度で、すべての子育て家庭を対象としており、子どもの成長環境を整備し、家庭とは異なる経験や同世代の子どもたちとふれあう機会を提供することを目的としています。

令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度から新たな給付制度として全国の自治体で実施されます。

本市では、令和7年度から取り組みを開始します。地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ体制の推進に努めるほか、乳児等通園支援事業と教育・保育施設との間で情報共有することができる体制を整備します。

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	(人/月)	20	20	20	20	20
確保方法	(人/月)	20	20	20	20	20